

令和 7 年 4 月 1 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 香取市地域公共交通協議会
住 所 千葉県香取市佐原口 2127 番地
代 表 者 氏 名 会長 為国 孝敏

地域公共交通計画変更届出書

令和 6 年 6 月 2 5 日付けで国土交通大臣あてに提出した地域公共交通計画を以下の
とおり変更したいので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日 令和 7 年 4 月 1 日
- 変更箇所 運行事業者 2 者の社名の変更
- 変更理由 運行事業者の社名変更により記載内容の変更が必要になったため

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和7年4月1日

香取市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

香取市では、第2次香取市総合計画及び香取市都市計画マスタープラン等との整合性を図り、公共交通に係る事項を位置付けた「香取市地域公共交通網形成計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を令和2年3月に策定し、総合的なまちづくりの一環として公共交通施策を実施してきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化や、交通事業者の運転手などの担い手不足等の影響が、香取市においても、路線バスの減便という形で顕在化をしている。また、令和6年4月には労働基準法の一部改正に伴う運送業における働き方改革が実施され、現在の公共交通体系の維持が非常に困難になっている。

市民生活の足を確保するための緊急的な措置として、それらの変化に早急に対応し、将来を見据えた実現性のある公共交通網の構築を念頭においた見直しを行うため、香取市地域公共交通計画を令和6年3月に策定した。

令和4年4月に一部過疎地域（旧佐原市、旧山田町及び旧栗源町）指定を受け、人口減少に伴うバス利用者の減少により、市コミュニティバス自体の運行継続も厳しい状況となってくる一方、高齢者の増加に伴い、日常生活に必要不可欠な移動手段である公共交通の重要性はますます高まっている。

香取市内では、幹線交通である鉄道（バス）を軸に、市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー（一部地域）により構成される公共交通機関網が広がっている。市内地域公共交通の見直しにより、主要駅である佐原駅及び小見川駅周辺に市コミュニティバスを集約することで、沿線の4つの高校への通学、県立佐原病院や香取おみがわ医療センターへの通院、大規模店舗等への買い物といった市民生活に欠かせない施設への移動手段の確保が可能となる。人口減少やバス利用者が減少するなか、コミュニティバス及び乗合タクシーの運行を継続するためには、地域公共交通確保維持事業により、以下の路線を維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

■対象路線

○香取市循環バス（小見川市街地ルート）（旧名称：香取市循環バス（小見川（高萩・城山）ルート））

JR小見川駅と接続し、また、学生利用も多い路線となる見込み。主要病院や大規模商業施設等への交通不便地域等の移動手段として運行を維持することで、生活交通手段の存続を図る。（R6.10月運行開始予定）

○香取市循環バス（佐原市街地ルート）（旧名称：香取市循環バス（大戸・瑞穂ルート、北佐原新島ルート、休日周遊ルート））

JR佐原駅と接続し、また、学生利用も多い路線となる見込み。主要病院や大規模商業施設、観光施設等への交通不便地域等の移動手段として運行を維持することで、生活交通手段の存続を図る。（R6.10月運行開始予定）

○香取市乗合タクシー

JR小見川駅と接続し、循環バス等がない地域で運行することで、公共交通空白地域の削減、縮小を図る。

（H25.10月～H27.9月実証運行、H27.10月～本格運行）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和5年度の実績及び運行計画をもとに目標を策定する。

利用者数の増加及び収支率の改善を目標とするが、運行ルート等の大幅な見直しとなるため、長期的に現状値を超えるよう段階的な目標設定を行う。

○香取市循環バス（佐原市街地ルート）

【目標】利用者数の増加

（比較年度：令和5年度実績 18,421 人）（参考：市街地部分の運行割合約3割）

令和7年度 13,500 人

令和8年度 13,500 人

令和9年度 14,000 人

【目標】収支率の改善

（比較年度：令和5年度実績 26.7%、補助金を除く）

（参考：市街地部分の運行割合約3割）

令和7年度 11.2%

令和8年度 12.3%

令和9年度 13.4%

○香取市循環バス（小見川市街地ルート）

【目標】利用者数の増加

（比較年度：令和5年度実績 13,456 人）

令和7年度 11,161 人

令和8年度 12,150 人

令和9年度 13,150 人

【目標】収支率の改善

（比較年度：令和5年度実績 14.2%、補助金を除く）

令和7年度 10.0%

令和8年度 11.0%

令和9年度 12.0%

○香取市乗合タクシー

【目標】利用者数の増加

（比較年度：令和5年度実績 6,374 人）

令和7年度 6,400 人

令和8年度 6,450 人

令和9年度 6,500 人

【目標】収支率の改善

（比較年度：令和5年度実績 17.7%、補助金を除く）

令和7年度 18.0%

令和8年度 18.5%

令和9年度 19.0%

（香取市地域公共交通計画 P67 参照）

(2) 事業の効果
○香取市循環バス（小見川市街地ルート）を維持することで、小見川地区の学生及び高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、小見川地区の中心的な結節点である JR 小見川駅から、路線バス、鉄道等の交通ネットワークで連携・補完することで、効率的な運行を図れる。 ○香取市循環バス（佐原市街地ルート）を維持することで、佐原地区の学生、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段及び、観光客の市内観光施設への移動手段が確保される。また、佐原地区の中心的な結節点である JR 佐原駅から、路線バス、鉄道等の交通ネットワークで連携・補完することで、効率的な運行を図れる。 ○香取市乗合タクシーを維持することで、循環バス等のない交通空白地の高齢者や学生の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、交通空白地の解消・縮小の効果を見込める運行が図れる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○香取市循環バス（小見川市街地ルート） ・再編周知チラシや公共交通マップを作成し、公共施設、小見川地区に存する中学校及び高校等に配布及び市ホームページ、市 SNS で情報発信することで、運行情報の効果的な提供を行う。（香取市） ・中学卒業予定者等に対し、利用促進リーフレットを配布し意識啓発を行う。（香取市） ・千葉県立小見川高等学校と連携した利用促進活動を行う。（香取市、高等学校） （香取市地域公共交通計画 P. 64 参照） ○香取市循環バス（佐原市街地ルート） ・再編周知チラシや公共交通マップを作成し、公共施設、佐原地区に存する中学校及び高校等に配布することで、運行情報の効果的な提供を行う。（香取市） ・中学卒業予定者等に対し、利用促進リーフレットを配布し意識啓発を行う。（香取市） ・千葉県立佐原高等学校や千葉県立白楊高等学校と連携した利用促進活動を行う。（香取市、高等学校） （香取市地域公共交通計画 P. 64 参照） ○香取市乗合タクシー ・公共交通マップを作成し、公共施設等での配架を通じて、運行情報の効果的な提供を行う。（香取市） （香取市地域公共交通計画 P. 64 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
香取市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額：4800 万円（見込み） 負担者：香取市 負担額：4500 万円（見込み） ※総額から運行収入等を差し引いた額

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価 ・住民意識調査 ・利用者アンケート 等
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担 額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
《令和 6 年 3 月 18 日（第 54 回）》 地域公共交通計画の策定についての審議・合意 《令和 6 年 6 月 25 日（第 55 回）》 令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画の届出についての審議・合意 《令和 7 年 3 月 26 日（第 60 回）》書面 令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更届出についての審議・合意
19. 利用者等の意見の反映状況
地区住民との意見交換や利用者等からの要望を踏まえ、本計画に反映した。 《市民意識調査 令和 4 年 6 月実施》 市民の声「市内の移動しやすさ向上」 《循環バス乗降調査 令和 5 年 7 月実施》 利用者の声「運行本数」「運行ルート」「運行情報案内」等の改善 《住民意見交換会 令和 5 年 11 月実施》 地区住民の声「駅や高校までの通学手段の確保」「運行日の拡大」「わかりやすい運行情報 の提供」等

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県香取市佐原口 2127

（所 属）総合政策部企画政策課

（氏 名）諏訪 博之

（電 話）0478-50-1206

（e-mail）kikaku@city.katori.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

(新)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
香取市	京成バス千葉イースト株式会社	(1) 香取市循環バス (小見川市街地ルート北西 ルート(右回り))	小見川 駅	小見川高 校	小見川 駅	往5.5km 循環	243日	1944.0回			路線定期運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③
		(2) 香取市循環バス (小見川市街地ルート北西 ルート(左回り))	小見川 駅	小見川高 校	小見川 駅	往5.5km 循環	243日	1458.0回			路線定期運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③
		(3) 香取市循環バス (小見川市街地ルート南西 ルート)	小見川 駅	カインズ 前	小見川 駅	往5.9km 循環	243日	1458.0回			路線定期運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③
		(4) 香取市循環バス (小見川市街地ルート北東 ルート)	小見川 駅	くろべ運 動公園前	小見川 駅	往8.2km 循環	243日	1701.0回			路線定期運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	①
		(5) 香取市循環バス (小見川市街地ルート山田 ルート)	山田支 所	おみがわ 医療セン ター	小見川 駅	往7.4km	243日	121.5回			路線定期運行	②(1)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③
	京成バス千葉イースト株式会社	(6) 香取市循環バス (佐原市街地ルート西側ルー ト(左回り))	佐原駅	山之辺	佐原駅	往12.5km 循環	243日	972.0回			路線定期運行	②(1)	佐原駅で地域間ネットワ ークであるJR成田線と接続	①
		(7) 香取市循環バス (佐原市街地ルート西側ルー ト(右回り))	佐原駅	山之辺	佐原駅	往13.3km 循環	243日	729.0回			路線定期運行	②(1)	佐原駅で地域間ネットワ ークであるJR成田線と接続	①
	京成タクシーイースト株式会社	(8) 香取市乗合タクシー		小見川 東・南・中 央			243日	3629.0回			区域運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

(旧)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
香取市	千葉交通株式会社	(1) 香取市循環バス (小見川市街地ルート北西 ルート(右回り))	小見川 駅	小見川高 校	小見川 駅	往5.5km 循環	243日	1944.0回			路線定期運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③
		(2) 香取市循環バス (小見川市街地ルート北西 ルート(左回り))	小見川 駅	小見川高 校	小見川 駅	往5.5km 循環	243日	1458.0回			路線定期運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③
		(3) 香取市循環バス (小見川市街地ルート南西 ルート)	小見川 駅	カインズ 前	小見川 駅	往5.9km 循環	243日	1458.0回			路線定期運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③
		(4) 香取市循環バス (小見川市街地ルート北東 ルート)	小見川 駅	くろべ運 動公園前	小見川 駅	往8.2km 循環	243日	1701.0回			路線定期運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	①
		(5) 香取市循環バス (小見川市街地ルート山田 ルート)	山田支 所	おみがわ 医療セン ター	小見川 駅	往7.4km	243日	121.5回			路線定期運行	②(1)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③
	千葉交通株式会社	(6) 香取市循環バス (佐原市街地ルート西側ルー ト(左回り))	佐原駅	山之辺	佐原駅	往12.5km 循環	243日	972.0回			路線定期運行	②(1)	佐原駅で地域間ネットワ ークであるJR成田線と接続	①
		(7) 香取市循環バス (佐原市街地ルート西側ルー ト(右回り))	佐原駅	山之辺	佐原駅	往13.3km 循環	243日	729.0回			路線定期運行	②(1)	佐原駅で地域間ネットワ ークであるJR成田線と接続	①
	京成タクシー成田株式会社	(8) 香取市乗合タクシー		小見川 東・南・中 央			243日	3629.0回			区域運行	②(2)	小見川駅で地域間ネット ワークであるJR成田線と接 続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。